

質問	回答
電子契約サービスを利用するための費用はかかるか。	事業者様の費用負担はありません。
従来どおり、紙による契約も可能か。	紙による契約も選択可能です。
契約金額等にかかわらず、電子契約の場合は収入印紙が不要か。	不要です。
電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書は契約案件ごとに提出する必要があるか。	契約案件ごとに毎回提出をお願いします。
電子契約利用申出書に記載するアドレスは、案件ごとに変更が可能か。	契約案件ごとに設定が可能です。

質問	回答
電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書に記載するメールアドレスは、契約作成の担当者のメールアドレスを登録でよいか。	電子契約書には、メール受信者の電子署名が記録されます。電子署名は押印と同様の位置付けですので、事業者様内の押印承認権限を有する方(承認者)のメールアドレスをご登録することをお願いしております。ただし、承認者に加え契約事務担当者のメールアドレスをご登録いただくことも可能です。(同一のメールアドレスを登録することはできません。)
承認者は、入札参加資格で代表者と申請した者とするべきか。	必ずしも一致させる必要はありませんので、社内規程等に則り、当該契約締結に係る決裁権を有している方をご記載ください。
契約書以外の書類(約款、図面、建設リサイクル法又は建築士法に係る書類等)について、電子契約での取扱いはどうなるか。	契約書と一体となる書類については、契約書一式として電子契約サービスにアップロードします。契約書一式は春日井市でアップロードし、事業者様側から書類を追加することはできません。各法令に基づく書類につきましては、これまでと同様に契約前に発注担当者へ提出してください。
契約書の内容に誤りがあった場合には、修正が可能か。	電子署名が付与された締結済の契約書は改変することができません。対応については各案件の契約担当課にお問い合わせください。

質問	回答
電子署名が付与された契約書は、どのメールアドレスに送付されるのか。	電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書で登録されたアドレス全員宛にメール送付されます。 また、締結済の契約書のデータは、クラウドサインのサービス上にも保管されます。 なお、クラウドサインのサービス上に保管されている契約書はフリープラン(無料)に登録いただくことで閲覧等が可能となります。詳しくはクラウドサインのWebページをご参照ください。
変更契約も対象となるか。	変更契約についても、電子契約の対象となります。なお、「電子契約利用承諾書兼メールアドレス確認書」を改めて提出していただきますので、変更契約の協議の際に発注担当者よりお知らせします。
業務委託も電子契約の対象となるか。	公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計に該当するコンサル系業務委託のみ対象となります。
請書も電子契約の対象となるか。	請書は電子契約の対象となりません。